

村山地域生活困窮者子どもの学習・生活支援事業業務仕様書

1 業務の名称

村山地域生活困窮者子どもの学習・生活支援事業業務

2 業務の目的

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とし、一人ひとりの状況に応じた学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、教育・進路等に関する相談に対する情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 対象者

村山地域各町に居住する生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とする。ただし、委託者が支援することを必要と認めた場合、村山地域の各市に居住する生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもも対象とすることができる。

5 業務の具体的な実施方法

(1) 業務の実施方法

- ① 生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもの基礎学力の向上を図るため、村山地域子どものあした塾を実施する。
- ② 実施方法は、対象者の状況に応じ、個別訪問方式又は通所方式によるものとし、実施回数は週1回以上、各回90分から120分程度とすること。
- ③ 通所方式による業務の実施場所については、支援対象者が通える場所を確保すること。
- ④ 学習支援員は、学習支援プログラムを作成し学習支援を行うほか、生活環境や育成環境の改善に関する助言、教育・進路相談に対する助言等を行うこと。
- ⑤ 必要に応じて関係機関との連絡調整等を実施する。
- ⑥ 支援対象者から利用料等を徴収しないこと。

(2) 業務の実施規模

- ① 個別訪問方式による支援について定員は、7名程度とする。
- ② 通所方式による支援については、1か所当たりの定員を3～15名程度とする。

6 人員配置

学習支援や各種相談に対する助言等を行う教育支援員を配置すること。

7 業務の内容

学習支援に加え、親に対する養育支援や進路相談、情報提供、関係機関との連絡調整等を地域の実情に応じ柔軟に実施する。

8 支援方針

支援を行うに当たっては、学校や放課後児童クラブなど、関係機関と連携し、対象となる子どもを把握し、対象となる子どもや親等と認識や目標の共有を図りつつ信頼関係を構築した上で、支援対象者の状況や変化に応じて、計画的かつ一貫して支援を行う。

9 業務報告

- (1) 受託者は、月毎の委託事業の実施状況をとりまとめ、以下の①、②については、翌月 10 日までに、③、④については随時、委託者に報告すること。
- ① 利用者毎の支援実績
 - ② 支援の成果
 - ③ 利用者からの意見・苦情
 - ④ その他必要と認める報告
- (2) 業務完了後は、すみやかに業務完了報告書及び委託料精算書を提出すること。

10 関係書類の整備

委託業務に係る会計は、他の業務に係る会計と区別して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を 5 年間保存すること。

11 業務実施上の留意事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、山形県個人情報保護条例（平成 12 年 10 月 13 日付け山形県条例第 62 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

また、支援対象者については、支援内容の必要性から国や自治体等の関係機関へ個人情報を提供する場合があることを十分説明し、書面により同意を得ること。

(3) 守秘義務

受託者は本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため利用することができない。また、業務委託終了後も同様とする。

12 その他

受託者は本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、県と協議を行い、その指示に従うこととする。